

## 第1 はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるため、平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、平成25年4月13日から施行された。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画<sup>1</sup>」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

国においては、その後の感染症法の改定や科学的知見の蓄積を踏まえ、平成21年2月に行動計画の抜本的な改定を行っている。

こうした中、平成21年（2009年）4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年間で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人<sup>2</sup>であり、死亡率は0.16（人口10万対）<sup>3</sup>と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。茨城県においては、

<sup>1</sup> WHO Global Influenza Preparedness Plan”平成17年（2005年）WHOガイダンス文書

<sup>2</sup> 平成22年（2010年）9月末の時点でのもの。

<sup>3</sup> 各国の人口10万対死亡率 日本:0.16, 米国:3.96, カナダ:1.32, 豪州:0.93, 英国:0.76, フランス:0.51  
ただし各国の死亡数に関してはそれぞれ定義が異なり、一義的に比較対象とならないことに留意が必要（厚生労働

り患者数は約41万人と推計され、入院患者数は279人、死亡者数は5人、死亡率は0.17（人口10万対）であった。また、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等<sup>4</sup>が得られた。

本市においては、平成22年3月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成25年3月「新型インフルエンザ対策本部条例」を制定した。今回、これら国の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、「石岡市新型インフルエンザ対策行動計画」を改定し、「石岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定することとした。

### 3 行動計画の作成

本市は、特措法第8条の規定により、「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）に基づき、「石岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成する。

市行動計画は、石岡市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本市が実施する措置等を示すものである。

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ<sup>5</sup>」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、石岡市は、適時適切に行動計画の変更を行うものとする。

---

省資料による。)

<sup>4</sup> 国においては、新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の検証結果を「厚生労働省新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議報告書」（平成22年6月）に取りまとめた。当県においても、対策の検証結果を「新型インフルエンザ（インフルエンザA/H1N12009）対策報告書」（平成23年2月）に取りまとめている

<sup>5</sup> 感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。